

海外意匠制度について

～ BRICs, ASEAN 諸国を中心に～

平成 23 年度 意匠委員会（第 2 委員会）外国部会

林 美和, 廣田 美穂, 垣木 晴彦, 白濱 秀二,
森 智香子, 新井 景親, 森 有希

特集《意匠》

海外意匠制度について

～ BRICs, ASEAN 諸国を中心に～

平成 23 年度 意匠委員会 (第 2 委員会) 外国部会

林 美和, 廣田 美穂, 垣木 晴彦, 白濱 秀二,
森 智香子, 新井 景親, 森 有希

目次

1. はじめに
2. ブラジル
3. ロシア
4. インド
5. インドネシア
6. タイ
7. マレーシア
8. ベトナム

1. はじめに

意匠委員会では、その年毎に注目度の高いと思われる国の制度に関する会員向けセミナーを企画するとともに、調査・研究の成果を会員と共有すべくパテント誌へ掲載することとしている。

これまで、欧州共同体意匠、近隣アジア諸国（中国、台湾、韓国）、アメリカ、インド等における意匠制度の調査・研究を行ってきたが、平成 23 年度は日本企

業及び弁理士が興味を抱いてはいるものの、意匠制度の内容があまり知られていないと思われる BRICs⁽¹⁾及び ASEAN⁽²⁾諸国から、意匠委員会内において実施したアンケートに基づき、ブラジル、ロシア、インド、インドネシア、タイ、マレーシア、ベトナムの 7ヶ国に関する意匠制度調査を実施した。

なお、今回各国意匠制度を本誌において紹介するにあたっては、ページ数に制限のある中、一覧性向上という観点から、最終的には各国意匠制度の概要を国ごとに一覧表形式にまとめたため、実務面における注意事項、審査の実例や判例等には言及することができなかったが、今後は権利化後の活用事例などについても引き続き調査・研究を進めていく予定である。

また、今回の調査を進めるにあたり、多大なるご協力をいただいたそれぞれの国の現地事務所を本稿の最後で紹介するとともに、改めて感謝申し上げたい。

2. ブラジル

	大項目	細項目	内容
1	一般	適用法令	1996 年連邦産業財産法第 9279/96 号 (第 2 編 第 1～10 章 第 94～121 条) 法律に規定されていない事項については、2002 年ブラジル特許商標庁規範法第 161 号により定められる。
		法改正	1996 年改正 連邦産業財産法第 9279/96 号 (第 2 編 第 1～10 章 第 94～121 条) 2002 年改正 ブラジル特許商標庁規範法第 161 号
		所管官庁	ブラジル特許商標庁 (Brazilian Patent and Trademark Office : BPTO) (ポルトガル語では INPI-「国家産業財産権庁」という)
2	保護対象	定義	物品の装飾的造形又は製品に利用することができる線及び色彩の装飾的配置であって、その外形に新規かつ独創的な視覚的效果をもたらす、工業生産のための雛形にすることができるものが意匠とみなされる。(第 96 条) <i>An industrial design shall be deemed to be any ornamental plastic form of an object or any ornamental arrangement of lines and colors which may be applied to a product, obtaining a new and original visual result in its external configuration and that may serve as a model for industrial manufacture.</i>
		動的意匠	○ 法第 104 条は、以下の要件を満たす場合は、一の出願に変形例を 20 まで包含することが可能であると規定している。 ・同じ対象物品に関する意匠であること

		各種デザイン	<ul style="list-style-type: none"> ・同一の用途に関するものであること ・同一の顕著な特徴（識別性）を有していること
		グラフィックデザイン/アイコン	○
		ロゴ	×
		外部から見えないデザイン	○
		肉眼で見えないデザイン	保護されない可能性がある
3	登録要件	新規性	その意匠が先行技術中に発見されない場合、新規であるとみなされる なお、先行技術とは、ブラジル又は外国において出願日より前に使用その他の手段によって公衆の利用に供された全てのものを指す
		新規性喪失の例外	以下のいずれかの事由により、当該出願日または優先日前 180 日以内に意匠が開示された場合には、新規性喪失の例外が適用される。 ①創作者による開示 ② BPTO が創作者から取得した情報に基づき、又は創作者が行った行為の結果として意匠出願を開示する行為 ③第三者が創作者から直接又は間接に取得した情報に基づき、又は創作者が行った行為の結果として意匠を開示する行為
		他の登録要件	独創性、装飾性、工業製品としての利用可能性
4	パリ条約	優先権主張に必要な書類	優先権証明書（認証、公証、領事認証は不要）及びポルトガル語抄訳
		書類提出期限	ブラジルでの出願日から 90 日以内
5	特有の制度	多意匠出願制度	△（原則不可であるが、法第 104 条の変形例の要件を満たす場合は可能：詳細は、上記「動的意匠」の覧参照）
		部分意匠制度	×
		秘密意匠制度	○（申請により出願日から 180 日間秘密状態が保持され、その後方式審査が行われる）
		組物意匠制度	○（例：ティーカップ、受け皿、ポット、及びカトラリー等）
		他の特有制度	特になし
6	出願書類	願書	出願人名及び住所、創作者名及び住所。物品名（ロカルノ分類不要）。優先権を主張する場合には、最先国名、優先日、出願番号が必要。
		その他の必要書類	①明細書 ②クレーム ③図面 ④委任状（出願日から 60 日以内） ⑤（優先権主張をした場合）優先権証明書（要ポルトガル抄訳）
		図面に関する要件	六面図と斜視図。一般に、A4 用紙に各 3.5cm の余白をとり、紙面中央に図を配置したものを 300dpi 以上の高画質で印刷する必要あり。出願意匠中に文字や商標を表してはならない。また、出願対象を特定するために破線を使用することは認められない。
7	審査	実体審査の有無	実体審査は、請求によってのみ実施される。（方式審査に基づく登録査定が出た後、存続期間中いつでも請求可。）
		実体審査が行われる要件	新規性及び独創性
		出願から登録までの手続	出願→方式審査→方式上の不備がなければ登録査定発行、同時に公告される。拒絶理由への応答期間は 60 日で延長不可。
8	存続期間	存続期間	出願日から 10 年。5 年後ごと 3 回の延長が可能（最長 25 年）
		登録更新	上記参照
9	異議申立て	異議申立制度の有無	異議申立制度はないが、登録の無効（Nullification）を登録日から 5 年以内に特許庁へ請求することができる。また意匠権の存続中、無効の訴えを裁判所に請求することができる。
		異議申立ての手続	①無効審判が請求されると、権利者は通知を受けた日から 60 日以内に答弁しなくてはならない。 ②続いて、BPTO は当事者のいずれかが次に意見を申し述べるべきか 60 日以内に見解を出す。 ③仮に当事者からの応答がなくても、BPTO は手続きを終了させるための最終決定を出す。この最終決定に対する不服申立ては認められていない。
10	不服申立て	不服申立ての種類	N/A
		不服申立ての手続	N/A

11	税関登録	水際差止めのための意匠出願 / 意匠登録の税関登録の可否	意匠に関しては税関への登録制度は設けられていない。
		税関登録の手続	N/A
12		製品形状を保護するその他の法律 (不正競争防止法等)	・ 産業財産権法中に不正競争に関する規定がある。 ・ 著作権法
13		意匠検索用 無料 DB	http://www.inpi.gov.br/index.php/desenho-industrial/busca (ポルトガル語のみ)
14	費用		2012年1月より発効の改定料金 1) 出願 USD127 (個人 USD51) 2) 審査, 審判 オフィスアクション USD65 (個人 USD27) 無効審判 USD265 不服申し立て USD205 (個人 USD81) 3) 登録時 登録 USD127 (個人 USD51) 5年分の維持費用 USD205 (個人 USD81) 更新料 USD103
15	判例		

担当：森 有希委員

3. ロシア

	大項目	小項目	内容	
1	一般	適用法令	2008年改正ロシア民法第4章 (Part IV of the Civil Code) 及び関連施行規則	
		法改正	2008年改正ロシア民法第4章発効前は、1992年特許法において意匠法関連法等も定められていた。	
		所管官庁	ロシア特許庁 (ロシア連邦知的財産、特許、商標庁: ROSPATENT (the Russian Federal Service for Intellectual Property, Patents and Trade-marks) の下部組織)	
2	保護対象	定義	意匠とは、工業的又は手工業的物品の外観を表す美的かつ構造的手法である。 <i>An industrial design is an artistic and constructive solution defining the outer appearance of an industrial or a handicraft article.</i>	
		各種デザイン	動的意匠	○ (一の態様から他の態様に变化する物品も保護対象となる)
			グラフィックデザイン / アイコン	○
			ロゴ	×
			外部から見えないデザイン	△ (完成品の外部から視認できない物品であっても、独立して取引の対象となる物品 (例: インクカートリッジは、独立取引性があるため、保護対象となる)。
肉眼で見えないデザイン	×			
3	登録要件	新規性	意匠の要部が、ロシア国内外で出願日 (または優先日) 以前に公知となっていないことが要件。	
		新規性喪失の例外	出願日前6月以内に公知となった意匠については新規性喪失の例外の適用を受けることができる。	
		他の登録要件	新規性のほか、独自性 (originality) が必要。	
4	パリ条約	優先権主張に必要な書類	(a) 優先権主張出願 (b) 基礎出願の優先権証明書の写し (翻訳文は不要)	
		優先権証明書提出期限	ロシアでの出願から3ヶ月以内 (延長不可)	
5	特有の制度	多意匠出願制度	○ (同一ロカールノクラスに属する意匠であれば、複数態様又は関連部品の意匠をまとめて出願することが可能)	
		部分意匠制度	×	
		秘密意匠制度	× (創作者の住所を記載しない等、意図的にオフィスアクションを誘発することで公開の時期を遅らせることは可能)	
		組物意匠制度	○	
		他の特有制度	特になし	

6	出願書類	願書	①出願人名及び住所 ②創作者名及び住所 ③物品名を記載。優先権を主張する場合には、第一出願国名、優先日、出願番号が必要。
		その他の必要書類	①意匠の特徴、物品名、ロカルの分類を記載した書面 ②意匠の特徴記載書 ③意匠の特徴リスト（保護範囲を特定する意匠の特徴をリスト化したもの。例えば侵害訴訟等において、第三者意匠との類否は当該リストに記載した特徴を当該第三者意匠が具備しているか否かに基づき判断される。また、特徴リストは一般的に二部構成で作成され、第一部では、先行意匠とも共通するありふれた特徴について記載し、第二部では先行意匠と比較した場合、出願意匠に特有の特徴を記載する。） ④出願意匠に最も関連すると思われる先行意匠（1件）の写真3部と、当該先行意匠の公開日を記載した書面（任意） ⑤委任状 ⑥優先権証明書（優先権主張をした場合）
		図面に関する要件	斜視図5部に加え、その他必要と思われる図をそれぞれ5部白黒又はカラー写真で提出。線図及びCGも鮮明であれば可。写真又は図面は一ページに一図ずつ記載する。
7	審査	実体審査の有無	実体審査あり
		実体審査の対象となる登録要件	新規性及び独自性
		出願から登録までの手続	出願→方式審査→実体審査。登録査定発行後、所定の手数料を納付することで登録及び公報の発行に進む。拒絶理由への応答期間は拒絶理由通知書を受領した日から2ヶ月だが、最大10ヶ月まで延長可能。一方、拒絶査定についても応答期間は2ヶ月だが、延長は認められない。
8	存続期間	存続期間	出願日から15年。1回に限り、10年の更新が可能。登録3年から毎年維持年金を支払う必要あり。
		登録更新	上記「存続期間」参照
9	異議申立て	異議申立制度の有無	あり
		異議申立ての手続	①登録後の意匠権については、当該意匠権が有効に存続している間は、何人も異議申立を行うことができる。②登録確定前の意匠出願については、当該出願に対する登録決定又は拒絶決定が発行されてから6ヶ月以内に限り、出願人のみが異議申立を行うことができる。
10	不服申立て	不服申立ての種類	特許紛争評議会（Chamber for Patent Dispute）に対し、①特許庁による登録決定又は拒絶決定に対する不服申立 ②意匠権の無効請求を行うことができる。さらに、特許紛争評議会の決定については、1）調停裁判所（Arbitrazh Court）又は2）一般裁判所（Court of Common Jurisdiction）に対し不服申立が可能である。ロシアには現在上記の二種類の公立裁判所があるが、意匠権に関わる紛争の多くは仲裁裁判所で処理されている。「arbitrazh」はロシア語で「仲裁」という意味を持ち、その管轄区域内での紛争について、第一審の役割を果たしている。なお、仲裁裁判所又は一般裁判所での決定については上級審への控訴が可能であり、最終的には最高裁まで争うことができる。ところで、2011年12月8日付けで発効した法律により、いわゆる知的財産裁判所（special court for Intellectual Property Rights）の創設が決定し、特許紛争評議会における決定に対する不服申立は当該裁判所を第一審として扱われることとなったが、実際の運用開始は2013年2月1日の予定であり、それまでは従前どおり上記の公立裁判所が利用される。
		不服申立ての手続	特許紛争評議会の決定に対する不服申立ては、当該決定を受け取った日から3ヶ月以内に、調停裁判所（Arbitrazh Court）又は一般裁判所へ行うことができる。
11	税関登録	水際差止めのための意匠出願/意匠登録の税関登録の可否	×
		税関登録の手続	×
12	製品形状を保護するその他の法律（不正競争防止法等）		不正競争防止法に相当する法律として、Federal Law No. 135-FZ "On Protection of Competition"（2006年7月26日発効、2011年21月6日改正）が存在し、不正競争行為に該当する「商品の形態」も保護対象。
13	意匠検索用 無料 DB		http://www.rupto.ru/ （ロシア語のみ）
14	費用（オフィシャルフィー）		出願： 基本オフィシャルフィー（一意匠）：8,100 RUR 追加一意匠ごと：4,590 RUR 追加一態様ごと：540 RUR オフィスアクションの期間延長： 1ヶ月～6ヶ月：540 RUR/月 6ヶ月～10ヶ月：1,350 RUR/月 登録料：10,800 RUR 登録決定又は拒絶決定に対する異議申立：8,100 RUR

	却下決定に対する異議申立：	1,890 RUR
	登録意匠に対する異議申立：	16,200 RUR
	調停裁判所に対する不服申立：	2,000 RUR (法人) / 200 RUR (個人)

担当：林 美和委員

4. インド

大項目	細項目	内容	
1 一般	適用法令	Design Act 2000	
	法改正	現在の Design Act 2000 (以下「意匠法」) は、2000年に改正されたもので、2001年5月11日施行。	
	所管官庁	Office of the Controller General of Patents, Designs and Trademarks (インド特許意匠商標庁)。インドにある4つの特許庁のうち、意匠出願の審査を担当するのはコルカタのみ。	
2 保護対象	定義	意匠法2条(i)(d)に「意匠」の定義規定がある。「意匠」とは、手工芸的、機械的、若しくは化学的の如何を問わず、又は分離若しくは結合の如何を問わず、工業的方法又は手段により、2次元若しくは3次元又はその双方の形態かを問わず、物品に適用される線又は色彩の形状、輪郭、模様、装飾若しくは構成の特徴に限られるものであって、製品において視覚に訴え、かつ、視覚によってのみ判断されるものを意味する。ただし、構造の態様若しくは原理、又は実質的に単なる機械装置であるものを含まず、1958年商標及び商品標法2条(1)(v)において定義された商標、インド刑法479条において定義された財産標章、又は1957年著作権法2条(c)において定義された芸術的作品も含まない。	
	各種デザイン	動的意匠	○
		グラフィックデザイン/アイコン	×
		ロゴ	×
		外部から見えないデザイン	△ (完成品の外部から視認できない物品であっても、使用時に認識できるのであれば、保護対象となり得る)
	肉眼で見えないデザイン	×	
3 登録要件	新規性	新規性 (世界公知)。意匠法4条(a)で新規性若しくは創作性のないもの、同上(b)で登録出願の出願日前又は該当するときは優先日前に、有形の形態の公開により若しくは使用により又は他の何らかの方法でインドの何れかの場所又は何れかの外国において、公衆に対して開示された意匠は登録できないことを規定。	
	新規性喪失の例外	本人の意に反して他人が発表した場合、博覧会に出展した場合など、一定の事由につき6ヶ月以内で新規性喪失の例外の適用を受けることができる場合がある。	
	他の登録要件	新規または独自 (original) であることその他、周知意匠又は周知意匠の組合せから容易に識別できないものや中傷的な又はわいせつな事項を包含し又は含むものでないことも要件として存在する (意匠法4条(c), (d))。	
4 バリ条約	優先権主張に必要な書類	基礎出願の優先権証明書の写し (英語でない場合には翻訳要)。*優先権主張は出願時に行う必要がある。	
	書類提出期限	インドでの出願から3ヶ月以内	
5 特有の制度	多意匠出願制度	×	
	部分意匠制度	△ (法律上、部分意匠という制度は存在しない。ただし、権利化を希望する部分を実線、その他を破線にすることは実務上認められている。)	
	秘密意匠制度	×	
	組物意匠制度	○ (セットものの保護制度あり。ただし、何をセットものとして認めるか否かは、官庁の判断。)	
	他の特有制度	特になし	
6 出願書類	願書	出願人、製品、書類、国籍、分類、代理人情報等。分類については、サブクラスまで記載する。	
	その他の必要書類	①委任状 ② (優先権主張をした場合) 優先権証明書	
	図面に関する要件	斜視図と六面図	
7 審査	実体審査の有無	実体審査あり。	
	実体審査が行われる要件	新規性及び独自性 (original) を含む登録要件 (前記参照)。	
	出願から登録までの手続	出願されると審査がなされる。拒絶理由がある場合には、拒絶理由通知が発行される。登録査定発行後、ジャーナルに掲載 (公告) され、意匠登録証が発行される。	

8	存続期間	存続期間	登録日から10年。1度のみ5年間の延長が可能。登録される場合には、出願日が登録日となる。
		登録更新	上記参照。
9	異議申立て	異議申立制度の有無	○（利害関係人による取り消し申請を認める制度がある。）
		異議申立ての手続	-
10	不服申立て	不服申立ての種類	不服申立は裁判所に対する訴えとして行う必要がある。
		不服申立ての手続	指令から3ヶ月以内に裁判所に対して行う。管轄はコルカタ高等裁判所。
11	税関登録	水際差止めのための意匠出願/意匠登録の税関登録の可否	○
		税関登録の手続	Enforcement Rules, 2007に基づきオンライン上で登録できる。ICEGATE (Indian Customs Electronic Commerce/Electronic Data interchange (EC/EDI) Gateway) http://www.icegate.gov.in/
12	製品形状を保護するその他の法律(不正競争防止法等)		不正競争防止法なし。立体形状については、商標法で3次元(立体)商標として保護できる場合がある。
13	意匠検索用 無料 DB		http://www.ipindianic.in/
14	費用		出願料 1000 ルピー。更新料 2000 ルピー。

担当：森 智香子委員

5. インドネシア

	大項目	小項目	内容	
1	一般	適用法令	2000年制定の工業意匠法 (Industrial Design Law) (法律第31号)	
		法改正	2000年に初めて工業意匠法 (Industrial Design Law) が制定された。	
		所管官庁	インドネシア知的財産総局 (Diretorate General Inttellectual Property Rights) の工業意匠局 (Directorate of Industrial Design)	
2	保護対象	定義	意匠とは、製品・工業製品又は手工業的物品を生産するための審美的な印象をもたらす三次元又は二次元の双方における線図又は色彩で表された形状・形態・構造、又はそれらの組合せ、並びにこれらに三次元又は二次元の模様を表したものをいう。	
		各種デザイン	動的意匠	× (例えば、自動車からロボットに変化する意匠に関しては、自動車とロボットの各々について出願する必要がある。)
			グラフィックデザイン/アイコン	× (グラフィックデザイン及びアイコンは著作権で保護される。)
			ロゴ	× (ロゴは著作権又は商標権で保護される。)
			外部から見えないデザイン	○ (カートリッジの形状に関しては機能的なものではなく新規性及び審美性があれば保護される。)
肉眼で見えないデザイン	○ (LED 又は小さな電子部品に関しては機能的なものではなく新規性及び審美性があれば保護される。)			
3	登録要件	新規性	出願日(優先日)以前に、インドネシア国内外で同一の意匠が公開されていないことを要する。	
		新規性喪失の例外	出願日前6月以内に、公的な展示会、公的に承認された展示会、公的に承認されたインドネシア国内での国際的な展示会又は国外での国際的な展示会に出品されたもの、及び教育のための実験、調査、開発のためにインドネシアで実施されたものについては新規性が喪失していないものとみなされる。	
		他の登録要件	その他現行の工業意匠法上の規定や、公序良俗に反していないこと。	
4	パリ条約	優先権主張に必要な書類	(a) 優先権主張出願 (b) 優先権証明書及びそのインドネシア語の訳文	
		書類提出期限	優先権期限満了後3ヶ月以内に優先権証明書及びそのインドネシア語の訳文を提出しなければならない。	
5	特有の制度	多意匠出願制度	×	
		部分意匠制度	○	
		秘密意匠制度	○	
		関連意匠制度	×	
		組物意匠制度	○	
		他の特有制度	特になし	

6	出願書類	願書	出願人名（フルネーム）及び住所、創作者名（フルネーム）及び住所。物品の名称が必要である。優先権を主張する場合には、最先国名、優先日が必要である。
		その他の必要書類	委任状、譲渡証書、ステートメント（正当権原を有する出願人であることを宣誓する書類）
		図面に関する要件	工業意匠を保護することを請求するために描写された意匠の姿態及び斜視図によって特定される必要がある。写真又は、三次元若しくは二次元の図面が認められる。
7	審査	実体審査の有無	実体審査あり。
		実体審査が行われる要件	公報発行後に異議申立がない場合でも、実体的要件（有形なものか、新規性の有無、審美的な印象の有無、工業製品又は手工業的な製品の意匠であるか、現行の工業意匠法の規定や公序良俗に反していないか等）が行われる（2005年政府規則第1号）。
		出願から登録までの手続	現行の実務上、出願から審査完了まで2年から3年必要である。拒絶理由への応答期間は2ヶ月。
8	存続期間	存続期間	出願日から10年
		登録更新	更新できない
9	異議申立て	異議申立制度の有無	あり
		異議申立ての手続	①公報発行後3ヶ月以内に異議申立を行うことができる。②出願人は異議申立があった旨の通知の日から3ヶ月以内に答弁書を提出できる。
10	不服申立て	不服申立ての種類	新規性、現行の工業意匠法に違反していないか及び公序良俗に反するとの拒絶理由に対しては審判請求することができる。また、最終的な拒絶査定後は、商務裁判所に訴えを提起することができる。
		不服申立ての手続	商務裁判所への訴えの提起は、拒絶査定日から3ヶ月以内に行なければならない。
11	税関登録	水際差止めのための意匠出願/意匠登録の税関登録の可否	×
		税関登録の手続	N/A
12	製品形状を保護するその他の法律（不正競争防止法等）		不正競争防止法に相当する法律はない。
13	意匠検索用 無料 DB		民間が検索できるデータベースはない。審査官のみが調査を行うことができる。
14	費用		1) 出願時（オフィシャルフィー）：600,000 インドネシアルピア 2) 拒絶理由時：費用なし 3) 異議申立及び不服審判時（オフィシャルフィー）：150,000 インドネシアルピア 4) 登録査定時（オフィシャルフィー）：100,000 インドネシアルピア

担当：垣木 晴彦委員

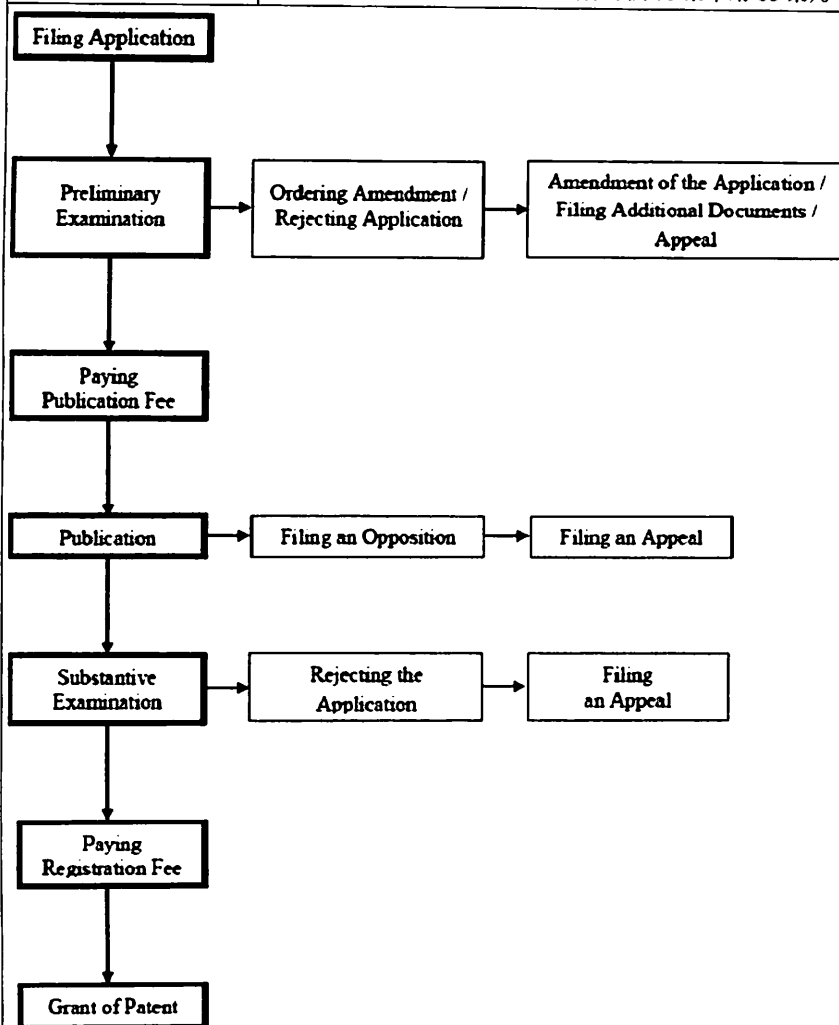
6. タイ

	大項目	細項目	内容	
1	一般	適用法令	1999年改正特許法 B.E.2542	
		法改正	1997年特許法 B.E.2522 → 1992年改正特許法 B.E.2535 → 1999年改正特許法 B.E.2542	
		所管官庁	知的財産局 (the "DIP") 意匠課：The Design Office of the Department of Intellectual Property	
2	保護対象	定義	製品の形状又は線若しくは色の組合せで、製品に特別な外観を与え、工業製品又は工芸製品のパターンとなるもの（特許法3条）。 *形状又は線若しくは色の組合せであること—例えば、サングラスの形状、宝石の装飾的デザイン、香水瓶のデザイン、靴底のパターン、鞆のデザイン、テキスタイルデザイン等。	
		各種デザイン	動的意匠	登録が認められるのは静的意匠のみ（特許法60条）。形状が変化するデザインは一意匠とは認められず、多出願とする必要がある。
			グラフィックデザイン/アイコン	製品のパターン/デザインとして利用されないグラフィックデザイン/アイコンは、登録が認められない（特許法3条）。
			ロゴ	ロゴは、製品のパターンとして利用されないため、登録が認められない（特許法3条）。
			外部から見えないデザイン	他の製品に組み込んだ後に外部から見えなくても、組み込む前に見えていたデザインであれば、登録が認められ得る。したがって、製品内部のパターンとして利用され、その製品に特別な外観を与えるデザインは、登録が認められ得る（特許法3条）。
肉眼で見えないデザイン	肉眼で見えないデザインは登録が認められない。「製品に特別な外観を与えるもの」という特許法3条の要件を満たさないため。			

3	登録要件	新規性	新規でない意匠は登録が認められない。下記のいずれかに該当する意匠は新規でないと思われる。 (a) 出願前に、タイ国内に存在し又は広く使用されていた意匠 (b) 出願前に、タイ国内外で文書で公開されていた意匠 (c) 出願前に、タイ国内で出願され公告されていた意匠 (d) 上記(a)、(b)又は(c)のいずれかと類似する意匠 (特許法 56 条, 57 条)
		新規性喪失の例外	出願日前 12 月以内に、政府後援又は公認のタイ国内で開催された博覧会で展示された意匠は、新規性を喪失したとはみなされない (特許法 19 条準用 56 条)。
		他の登録要件	工業製品又は工芸製品のデザインであることが要件とされている (特許法 3 条, 56 条)。
4	パリ条約	優先権主張に必要な書類	(a) 優先権主張出願 (Form SorPor/SorPhor/OrSorPor/002-Gor), (b) 基礎出願の優先権証明書の写し (特許法 B.E.2522 に基づく省令 21 号 (B.E. 2542), 22 条)
		書類提出期限	基礎出願から 6ヶ月以内に優先権主張出願を行う必要がある (特許法 60 条の 2)。 優先日から 16ヶ月以内に優先権証明書を提出する必要がある。
5	特有の制度	多意匠出願制度	多意匠出願は認められない。一の出願は、一製品にのみ利用される一意匠に関するものでなければならない (特許法 60 条)。
		部分意匠制度	部分意匠制度はない。
		秘密意匠制度	秘密意匠制度はない。ただし、タイ特許庁 (The Thailand Patent Office : TPO) の関係担当官及びいかなる者も、公告前に、その意匠を公開してはならない、とされている (特許法 21 条及び 22 条準用 65 条)。
		組物意匠制度	組物意匠制度はない。一の出願は、一製品にのみ利用される一意匠に関するものでなければならない (特許法 60 条)。
		他の特有制度	なし。
6	出願書類	願書 a. 出願人 b. 創作者 c. 意匠に係る物品の名称 d. ロカルノ分類	a. - d. を全て願書に記載する必要がある。また、その意匠が外国で出願されていた場合は、出願の詳細情報 (出願日, 出願番号, ロカルノ分類 (あれば), 出願国名, 実体審査結果 (あれば) 及び出願の状況等) を記載する必要がある。さらに、その意匠が外国で許可されている場合は、登録番号を記載する必要がある (省令 21 号 (B.E. 2542), 9 条)。
		その他の必要書類	(a) 図面又は写真, (b) 明確かつ簡潔な一のクレーム (claim), (c) 意匠の説明 (任意) (特許法 59 条)
		その他の必要書類	タイ国民でない者による出願の場合は、下記の書類が必要となる。 (a) 委任状 (公証が必要), (b) 登録を受ける権利を有することの証明書 (出願人が創作者である場合), (c) 譲渡証 (出願人が創作者と異なる場合), (d) (優先権主張がある場合) 基礎出願の優先権証明書の写し
		図面に関する要件	図面又は写真はモノクロでなければならないが、意匠が色彩を有する場合のみカラー図面又はカラー写真を提出することができる (省令 21 号 (B.E. 2542), 19 条)。
	実体審査の有無	実体審査の有無	実体審査あり (特許法 61 条)。なお、TPO による実体審査結果の代わりに、基礎出願がなされた国の特許庁による実体審査結果を提出することができる。
		実体審査が行われる要件	3. で挙げた登録要件 (特許法 3 条, 56 条, 57 条) について実体審査が行われる (特許法 61 条)。
		出願から登録までの手続	(a) 特許庁に出願, (b) 予備審査: 方式審査, (c) 他の書類/補正書の提出 (必要な場合): TPO から補正指令が発せられた場合、受領日から 90 日以内に補正書等を提出する必要がある。提出期限は 2 回延長することができる (それぞれ 90 日, 30 日)。補正書等が期限内/延長期限内に提出されない場合、その出願は放棄されたものとみなされる (特許法 20 条及び 27 条準用 65 条)。 (d) 公開公報の発行: 審査官による補正指令がない場合/補正指令に従い補正がなされた場合、通知受領日から 60 日以内に公開手数料 (THB250) を支払うよう命じられる。公開手数料が支払われると、出願が公開される (特許法 28 条(2)準用 65 条)。 何人も、公開された意匠に対し異議を申し立てることができる。異議申立期間は公開日から 90 日 (特許法 31 条準用 65 条)。 (e) 実体審査: 異議申立て期間経過後、出願人の請求により、実体審査が行われる (特許法 29 条準用 65 条)。 (f) 登録料納付及び登録付与: 意匠が新規、かつ、工業製品又は工芸製品に係るものであり (特許法 56 条)、公序良俗に反するものでない (特許法 58 条) と認められた場合、登録料納

付通知受領日から60日以内に登録料（THB500）を支払うよう命じられる。登録料が支払われると、登録証が発行される（特許法33条準用65条）。

7 審査



8 存続期間

存続期間	存続期間は出願日から10年（特許法62条）。年金は5年度 - 10年度分を毎年納付する必要があるが、5年度に全額を一括払いすることができる（特許法43条及び44条準用65条）。
登録更新	登録更新はできない。

9 異議申立て

異議申立制度の有無	何人も、公開された意匠に対し異議を申し立てることができる。異議申立期間は公開日から90日（特許法31条準用65条）。
異議申立ての手続	<p>異議申立理由は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) その出願が冒認意匠に係るものである。 (b) その意匠が新規でないか、工業製品又は工芸製品に係るものでない。 (c) 出願人が登録を受ける権利を有する者でない。 <p>異議申立てが行われた場合、審査官は、異議申立書の写しを出願人に送付する。出願人は、写し受領日から90日以内に答弁書を提出しなければならない。答弁書提出がない場合は出願が放棄されたとみなされる。異議申立書及び答弁書には、主張を裏付ける証拠を添付しなければならない（特許法31条準用65条）。</p> <p>TPOは、異議申立書及び答弁書を審理し、認容/棄却の決定を行い、出願人及び異議申立人にその決定が通知される（特許法32条準用65条）。</p>
不服申立ての種類	<p>以下の2種類の不服申立てがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) TPOによる指令又は決定に対する不服申立て→審判部（the "Board"）に審判請求する（特許法72条）。 (b) 審判部の指令又は決定に対する不服申立て→中央知的財産国際貿易裁判所（the "IP & IT Court"）に提訴する（特許法74条）。 <p>TPOによる指令又は決定に不服がある出願人/利害関係人は、その指令/決定の受領日から60日以内に審判を請求することができる。審判の請求がないときは、その指令/決定は確定する（特許法72条）。</p>

10	不服申立て 不服申立ての手続	<p>審判請求理由は以下のとおり。</p> <p>(a) TPOによる出願拒絶に誤りがあった（特許法 28 条準用 65 条）。</p> <p>(b) 「出願人が登録を受ける権利を有する者でない」という理由（特許法 10 条、11 条及び 14 条）に基づく TPO による異議申立又は出願拒絶に誤りがあった。</p> <p>(c) 「意匠が新規でない」という理由（特許法 65 条）に基づく TPO による出願拒絶に誤りがあった。</p> <p>審判部は、審判請求人、出願人、意匠権者その他関係者に、証拠又は陳述書を提出するよう求めることができる（特許法 73 条）。</p> <p>当事者が審決に不服がある場合、審決受領日から 60 日以内に中央知的財産国際貿易裁判所に提訴することができる（特許法 74 条）。</p> <p>中央知的財産国際貿易裁判所は、原告及び被告（審判部及び TPO）から証拠を集めた上で、判決を出す。</p> <p>当事者が判決に不服がある場合、判決言渡し日から 1ヶ月以内に最高裁に上訴することができる（知的財産国際貿易裁判所設立及び手続法 B.E. 2539 (1996), 38 条）。</p>																
11	税関登録 水際差止めのための意匠出願 / 意匠登録の税関登録の可否 税関登録の手続	<p>関税局で越境保護の措置を申請することができる。関税局には、知財犯罪鎮圧調整センターが設置されており、知的財産局と協同で意匠製品の差止めを行う他、偽造品や知財侵害品から知財権を保護する役割を担っている。</p> <p>意匠権者が、知的財産局に、関税局による越境保護の措置を申請する。その後、知的財産局及び意匠権者が関税局に登録意匠を通知すると、関税局は税関チェックポイントや港湾にて侵害品を監視するようになる。</p>																
12	製品形状を保護するその他の法律（不正競争防止法等）	<p>工芸品は、著作権法 B.E. 2537 4 条及び 6 条により、応用美術品として保護され得る。応用美術品には、立体的な像である彫刻、建物 / 建造物のデザインである建築、内装 / 外装デザイン、イラスト作品、地図、構造、スケッチ、地理 / 地形 / 科学に関する 3D 作品等がある。また、他の美術品の組合せも含む。</p> <p>著作権法による権利は、登録を発生要件としない。著作権の存続期間は創作日から 25 年である（著作権法 22 条）。</p>																
13	意匠検索用 無料 DB	<p>知的財産局が出願意匠・登録意匠検索用の DB を提供している。 http://122.154.29.228:888/usersearch/mainpage.aspx</p>																
14	費用	<p>(1) 出願：THB250 (2) OA 対応：THB50（補正手数料）、THB250（公開手数料） (3) 異議申立て / 審判請求：THB250/THB500 (4) 登録：THB500 (5) 年金：</p> <table border="1" data-bbox="489 1336 1096 1745"> <thead> <tr> <th>Year</th> <th>THB</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5th</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>6th</td> <td>650</td> </tr> <tr> <td>7th</td> <td>950</td> </tr> <tr> <td>8th</td> <td>1,400</td> </tr> <tr> <td>9th</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>10th</td> <td>2,750</td> </tr> <tr> <td>5th - 10th</td> <td>7,500*</td> </tr> </tbody> </table>	Year	THB	5 th	500	6 th	650	7 th	950	8 th	1,400	9 th	2,000	10 th	2,750	5th - 10th	7,500*
Year	THB																	
5 th	500																	
6 th	650																	
7 th	950																	
8 th	1,400																	
9 th	2,000																	
10 th	2,750																	
5th - 10th	7,500*																	
15	判例	<p>最高裁判決 No. 2670/2532 において、特許法 64 条により意匠登録の取消を請求できることのできる利害関係人（"interested party"）は、出願人の製品デザインと類似する製品デザインを先使用していた者でなくてはならず、また、その意匠登録により不利益を被っていた蓋然性が高いことが必要である、と判示された。本事案では、原告が、被告の登録意匠と類似する意匠を先使用していたことを立証することができなかったため、裁判所は、原告の請求を棄却した。</p>																

担当：廣田 美穂委員

7. マレーシア

	大項目	小項目	内容	
1	一般	適用法令	1996年マレーシア意匠法 (Industrial Design Act 1996. 1996年12月1日制定。1999年9月1日施行)、1999年意匠保護に関する施行規則 (Industrial Design Regulations 1999. 1999年9月1日施行)	
		法改正	1996年マレーシア意匠法は、2002年改正 (2003年3月3日施行)。	
		所管官庁	マレーシア特許庁 (MyIPO: Intellectual Property Corporation of Malaysia)	
2	保護対象	定義	意匠とは、工業的方法又は手段により物品に適用される形状、輪郭、模様又は装飾の特徴であって、完成した物品において視覚に訴え、視覚によって判断されるものをいう。ただし、次に掲げるものを含まない。 a) 構成の方法若しくは原理 b) 物品の形状若しくは輪郭の特徴であって、 i) 当該物品が果たすべき機能によってのみ決定付けられるもの、又は、 ii) 意匠の創作者が当該物品がその不可分の一部を構成することを意図している他の物品の外観に依存するもの	
		各種デザイン	動的意匠	× (二以上の意匠を有するとみなされ、登録されない。)
			グラフィックデザイン/アイコン	○
			ロゴ	× (意匠としてではなく、商標法における保護を受けることが好ましい。)
			外部から見えないデザイン	△ (完成品 (例: プリンター) の外部から視認できない物品であっても、独立して取引の対象となる物品 (例: インカートリッジ) であれば、保護対象となる。)
			肉眼で見えないデザイン	○ (実際の大きさは関係ない。出願する態様として明確に示されていれば、登録の可能性はある。)
3	登録要件	新規性	出願意匠が、マレーシア国内で出願日 (または優先日) 以前に公知になっていないこと。	
		新規性喪失の例外	出願日前6月以内に公知になった意匠については、次に掲げる場合において新規性喪失の例外の適用を受けることができる。 a) 意匠が公式又は公認の博覧会において展示された場合、又は b) 意匠が出願人又は出願人前権利者以外の他人により、当該他人又は別人による不法行為の結果として、開示された場合	
		他の登録要件	なし	
4	パリ条約	優先権主張に必要な書類	基礎出願の優先権証明書の写真	
		書類提出期限	マレーシアでの出願から3ヶ月以内	
5	特有の制度	多意匠出願制度	○ (2以上の意匠は、同一ロカルノクラスに属する意匠であれば、同一の組物、同一の物品構成に限り、まとめて出願することが可能。)	
		部分意匠制度	×	
		秘密意匠制度	× (意匠は登録後に公開)	
		組物意匠制度	△ (マレーシア意匠法には日本のような組物意匠に関する明確な規定はない。ただし、同一区分に属する複数の組物意匠であれば、一つの出願に含むことができる。)	
		他の特有制度	特になし	
6	出願書類	願書	①出願人名及び住所②創作者名及び住所③物品の名称④ロカルノ分類 *優先権主張をする場合には優先国、優先日等の記載が要。	
		その他の必要書類	委任状 (認証、公証は不要)	
		図面に関する要件	斜視図、正面図、背面図、平面図、底面図及び両側面が必要。各図面は、縦12.5cm以下、幅9.0cm以下であることが必要。	
7	審査	実体審査の有無	方式審査のみ (新規性については実体審査はしない。ただし、登録取消の理由になる。)	
		実体審査が行われる要件	なし	
		出願から登録までの手続	出願 (出願番号と出願日が付される) → 方式審査 → 方式に問題がある場合には拒絶理由を通知 → 拒絶理由通知に対して応答要 → 拒絶理由が解消されない場合には出願拒絶 → 拒絶理由が通知されないとき、又は拒絶理由が解消する場合には登録査定 → 登録査定後、意匠公報の発行。	
8	存続期間	存続期間	出願日から5年 (ただし、更新料を支払うことによって5年ごとに2回更新可能なので、最大で出願日から15年)。	
		登録更新	上記参照	

9	異議申立て	異議申立制度の有無	あり。意匠登録の取消申請（意匠法 27 条）
		異議申立ての手続	意匠登録後はいつでも、何人も意匠が意匠登録の出願日（優先日）前に公衆に開示されていたことを理由とする意匠登録の取り消しを裁判所に申請することができ、裁判所は当該申請に関し適正とみなす命令を発することができる。通常、審理期間は約 12 ～ 24ヶ月。
10	不服申立て	不服申立ての種類	N/A
		不服申立ての手続	N/A
11	税関登録	水際差止めのための意匠出願 / 意匠登録の税関登録の可否	×
		税関登録の手続	N/A
12	製品形状を保護するその他の法律（不正競争防止法等）		不正競争防止法に相当する法律はない。ただし、2012 年 1 月に制定される新独占禁止法においては知的財産に関する規定が設けられる予定。
13	意匠検索用 無料 DB		https://iponline.myipo.gov.my/ipo/main/search.cfm
14	費用		出願費用（印紙代） US \$ 139（出願時の印紙代に最初の 5 年間分の登録料が含まれる） 第 1 回更新料（第 6 ～ 10 年分）（印紙代） US \$ 200 第 2 回更新料（第 11 ～ 15 年分）（印紙代） US \$ 267 名義変更登録、住所変更登録等（印紙代） US \$ 67
15	判例		1. ARENSI-MARLEY (M) SDN BHD v. MIDDY INDUSTRIES SDN BHD (2011 年) * 出願意匠が 1996 年意匠法第 12 条に規定する新規性を有するか否かの判断について i) 一般の需要者ではなく、当該意匠の分野における一般的知識及び経験を有するとされる裁判所の最初の視覚的印象によって判断される。 ii) 意匠は全体の外観において判断すべきであって、構成物品や任意の特徴に基づいてのみ判断すべきでない。
			2. ANCHORSOL SDN BHD v. NEHEMIAH REINFORCED SOIL SDN BHD (2008 年) * 1996 年意匠法 3 条に規定する「産業上の意匠」の該当性について i) 意匠は、物品が果たすべき機能によってのみ決定付けられるものであってはならない ii) 意匠は、機能ではなく形態を保護対象とするものであって、機能に基づく形態については保護されるべきではない iii) 意匠は、視覚に訴えるものであって、視認できるものであることが必要である。

担当：白濱 秀二委員

8. ベトナム

	大項目	小項目	内容	
1	一般	適用法令	2006 年 7 月 1 日付け発効の知的財産法（IP Law No. 50/2005/QH11）。同法は 2010 年 1 月 1 日付けで改正された（Law No. 36/2009/QH12）。その他にも関連法令（Decree No. 103/2006/ND-CP（2006 年 9 月 22 日発効）。Circular No. 01/2007/TT-BKHCN（2007 年 2 月 14 日発効）。）の適用もあり。	
		沿革	2006 年知的財産法（IP Law No. 50/2005/QH11）が発効する前は、Decree No. 63/CP（前身は 2001 年 2 月 1 日発効の Decree No. 06/2001/ND-CP。1996 年 10 月 24 日発効）により知的財産関連の手続を定めていた。	
		所轄官庁	ベトナム知的財産庁（The National Office of Intellectual Property of Vietnam (NOIP)）	
2	保護対象	定義	意匠とは、立体的形状、線、色彩又はこれらの組み合わせにより体现される製品の外觀形状である（知財法 4 条 13 項）。 <i>An industrial design means a specific appearance of a product embodied by three-dimensional configurations, lines, colors, or a combination of these elements.</i>	
		各種デザイン	動的意匠	○（変化する形態の一つをメインの態様とし、それ以外の態様をメイン態様のバリエーションの意匠として含めることができる。）
			グラフィックデザイン / アイコン	×
			ロゴ	×
			外部から見えないデザイン	○（独立取引性のある物品であれば可）
肉眼では見えないデザイン	×	（例：LED）		

6	登録要件	新規性	出願に係る意匠が、その出願日又は優先日前に、国内又は国外において、使用、記述、その他の任意の形式によって公に開示された他の工業意匠と大きく異なる場合、新規ではない。2つの意匠が認識及び記憶しがたい形態的特徴においてのみ相互に区別され、当該形態的特徴が全体としての両意匠の区別に機能しない場合は、それら2つの意匠は明確に区別できるとはみなされない。守秘義務を有する制限された数の者にのみ工業意匠が知られている場合、その工業意匠は未だ公に開示されていないとみなされる。
		新規性喪失の例外	以下に該当する日から6月以内に意匠出願している場合、新規性を喪失したものとみなされない。 意匠出願に係る意匠が、 a) 登録する権利を有する者の許可無く、他者によって公表された日、 b) 登録する権利を有する者によって学会発表の形式で公表された日、 c) 登録する権利を有する者によってベトナムの国立博覧会、国際博覧会又は国際的と認められる博覧会において展示された日
		他の登録要件	創作性及び工業上の利用性
9	パリ条約	優先権主張に必要な手続及び書類	優先権証明書及びベトナム語の翻訳文が必要である。優先権証明書及びそのベトナム語訳は、出願日から3月以内に提出しなければならない。
10	特有の制度	多意匠出願制度	× (ただし、1出願中に複数のバリエーションの意匠を含めることは可能)
		部分意匠制度	×
		関連(類似)意匠制度	× (ただし、1出願中に複数のバリエーションの意匠を含めることは可能)
		秘密意匠制度(公告繰り延べ)	×
		組物の意匠制度	○
		その他特殊な制度	特になし
11	出願書類	願書	1) 出願人(フルネーム、住所及び国籍) 2) 創作者(フルネーム、住所及び国籍) 3) 物品名 4) ロカルノ分類 5) 優先権の基礎出願の番号、優先日及び第一国出願の国名(優先権主張する場合) 6) 手数料 7) 添付書類のリスト(図面又は写真、委任状、譲渡証、意匠明細書、優先権証明書)
		その他の必要書類	1) 意匠の簡単な説明 2) 委任状の原本(出願日から1月以内に提出) 3) 優先権証明書(出願日から3月以内に提出)
		図面に関する要件	a) 図面又は写真の提出が可能。原則として六面図及び斜視図の提出が必要。 b) 全ての写真/図面は同一縮尺でなければならない。大きさは90×120mmより小さくはならず、210×297mmより大きくはならない。 c) 写真はカラーでもよいが、図面はモノクロでなければならない。 d) 写真又は図面は、出願にかかる意匠が有する製品の外観を表したものでなければならない。 e) 保護を求める範囲に応じ、写真又は図面は出願にかかる意匠の新規形状を特徴付ける点を明確に表すため、断面図等をつけなければならない。 f) 複数モデルは、基本モデルとの差異点を示す写真又は図面を付さなければならない。 g) 蓋のある製品又は折りたたむことの出来る製品(戸棚、スーツケース)は、開いた状態の製品の形も表さなければならない。
		実体審査の有無	実体審査あり。
		実体審査の対象となる登録要件	新規性、創作性及び工業上の利用性
			NOIPが求める全書類の提出が完了すると、出願番号及び出願日が付与され、方式審査→出願公開→実体審査という流れで進む。 方式審査：出願日から1月以内に審査される。誤りが発見された場合、1月の補正期間が与えられる。 出願公開：方式審査が完了すると、約2月以内に出願が公開される。この期間内に、異議申立が可能。 実体審査：出願公開から7月以内に実体審査が実施される。この期間内にも、異議申立が可能。 登録公報の発行：登録費用の支払い後、1月以内に発行される。全ての登録要件を満たし、異議申立がなされなかった、又は異議申立が成立しなかった出願は、登録許可通知が出され、登録公報が発行される。

<p>12 審査</p>	<p>出願から登録までの手続</p>	<p><審査フロー></p>
<p>13 存続期間</p>	<p>権利期間 登録更新</p>	<p>出願日から5年（効力発生日は登録日） 5年ごとに2回更新可能。</p>
<p>14 異議申立 / 不服申立</p>	<p>異議申立</p>	<p>異議申立は、何人も出願公開期間内及び実体審査期間内に行うことができ、当該出願に関する実体審査に審査官により審理が行われる。NOIPは異議申立受領後、出願人に通知し、反論の機会を与える。反論を受領した後、NOIPは異議申立人に反論の機会を与えることができる。双方から全ての主張を収集した後、NOIP（審査官）は審理を行い、結論を出す。</p>
<p>15</p>	<p>審判、訴訟</p>	<p>1) 工業財産権に関する NOIP の通知又は決定に対し、審判を請求することができる。 2) 出願人、権利を有する全ての組織及び個人、並びに工業財産登録出願（工業財産を所管する国家管理局によって発行されたもの）の手続に関する決定又は通知について直接利害関係を有するもの（以下、単に「出願人及び権利者等」という）は、上記国家管理局に異議を申し立てる（第1回目の申し立て）か裁判所に提訴（第1審）することができる。 第1回目の申し立てが認容されなかった場合又は該申し立てに対する国家管理局の決定に異議がある場合、出願人及び権利者等は、第2回目の申し立てを科学技術省に行うか又は裁判所に提訴（第1審）することができる。第2回目の申し立てが認容されなかった場合又は該申し立てに対する国家管理局の決定に異議がある場合、出願人及び権利者等は、裁判所に提訴（第1審）することができる。 異議申し立ての内容は、異議申し立て人の氏名及び住所、シリアルナンバー、署名日、異議申し立てに係る通知又は決定の内容、異議申し立ての内容、異議申し立ての根拠となる証拠、詳細な修正又は無効要求を、記述によって明確に述べ、提出されなければならない。 異議申し立ての権利は以下の期限までに（客観的な阻害事由によって、異議申し立て人が異議申し立ての権利を行使することができない期間を除く）、行使されなければならない。 a / 第1回目の異議申し立て期限は、申立人が異議申し立ての権利を取得した日又は申立人が工業財産登録出願の手続において通知又は決定を知った日から90日とする。 b / 最初の異議申し立てがなされなかった場合、この法律の第5条に規定された最初の異議申し立て期間が経過した日から30日、又は申立人が異議申し立ての権利を取得した日若しくは工業財産登録出願の手続において通知又は決定を知った日から30日とする。 登録に対する異議申し立て、補正、無効又は保護タイトルの有効性の延長申請の受領日から10日以内に、その異議申し立てについて決定権限を有するものは、認可通知又は明確に理由を述べて拒絶通知を発行することとする。 異議申し立てに対する（審判官、裁判官の）決定期限は、第1回目の異議申し立ての場合－異議申し立てを受領した日から30日以内である。ただし複雑な事案の場合、45日以内に限り延長できる。第2回目の異議申し立ての場合－異議申し立てを受領した日から45日以内であり、複雑な事案の場合、60日以内である。複雑な事案の場合、60日以内に限り延長でき</p>

		る。 上記決定期限に、異議申し立てに係る書類の補正・修正期間は含まれないものとする。																		
	意匠に基づく税関登録の可否	登録意匠に基づく税関登録は可能（出願中の意匠に基づく登録は不可）。																		
16	税関登録 税関登録のための手続	<p>・税関登録申請は税関登録機関に提出されなければならない。登録申請書に必要な書類等は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 代理人による申請の場合は、委任状（公証及び領事認証要）。 2) 申請の根拠となる意匠権の証明書の写し。 3) 模倣品／真正品に関する情報。可能であれば以下の情報を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> - 登録意匠（真正品）の特徴 - 真正品の写真 - 真正品と模倣品との識別方法（例えばパッケージ、価格、製品の特徴など） - 真正品の輸出入経路（例えば空輸、船便など） - 申請品の輸出入を許可されている業者のリスト <p>上記のほか、真正品の製造場所に関する情報、模倣品が輸入等される経路、NOIP 等により作成された鑑定書等も参考資料として有効である。税関登録は一年間有効であり、更新により最長二年間登録することができる。二年経過後は、新たに申請が必要となる。</p>																		
17	製品形状を保護するその他の法律（不正競争防止法等）	不正競争防止法及び著作権法による保護も可能。																		
18	意匠検索用データベース	<p>www.noip.gov.vn/web/noip/home/en?proxyUrl=/noip/cms_en.nsf/(agntDisplayContent)?OpenAgent&UNID=43D9EEA07BBA5C4947257912003AD456#Top</p> <p>方式審査完了後、すべての意匠出願が NOIP の上記サイト上で公開される（ベトナム語バージョンのみ）。公開された出願は NOIP のオンラインデータベースにアップロードされるが、全てがアップロードされるわけではない。</p>																		
19	庁費用	<table border="1"> <thead> <tr> <th>手続</th> <th>庁費用 (US\$)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出願</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>オフィスアクション</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>期間延長</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>優先権主張手数料</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>審判</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>登録証の発行</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>2 図目以降の各図面追加手数料</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>各超過意匠に対する追加手数料</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	手続	庁費用 (US\$)	出願	35	オフィスアクション	6	期間延長	6	優先権主張手数料	29	審判	14	登録証の発行	17	2 図目以降の各図面追加手数料	6	各超過意匠に対する追加手数料	5
手続	庁費用 (US\$)																			
出願	35																			
オフィスアクション	6																			
期間延長	6																			
優先権主張手数料	29																			
審判	14																			
登録証の発行	17																			
2 図目以降の各図面追加手数料	6																			
各超過意匠に対する追加手数料	5																			

担当：新井 景親委員

〈今回の調査にご協力いただいた事務所〉

ブラジル

● Hugo & Silva

Av. Rio Branco, 18/16 Andar, Rio de Janeiro - RJ,
BRAZIL 20090-000

Tel: (55) (21) 2516 4633 Fax: (55) (21) 2516 0509

<http://www.hugosilva.us>

● GUERRA PROPRIEDADE INDUSTRIAL

Rua Sao Carlos, 1113, Porto Alegre - RS, BRAZIL
90220-121

Tel: (55) (51) 3323 9999 Fax: (55) (51) 3323 9998

<http://www.guerrallaw.com.br>

ロシア

● Gorodissky & Partners

B. Spasskaya Str., 25, bldg 3, Moscow 129090, Russia
Phone: 7 (495) 937-6116 / 6109 Fax: 7 (495)

937-6104 / 6123

E-mail: pat@gorodissky.ru,<http://www.gorodissky.com>

インド

● Ranjan Narula Associates

Intellectual Property Attorneys

Vatika Towers, 10th Floor, Block-B, Sector-54,
Gurgaon-122002,

National Capital Region (Haryana), India

Tel: +91-12-4465-5999 fax: +91-12-4404-5047

<http://www.indiaiprights.com/>

● ARCHER & ANGEL

New Delhi: K-4, South Extension Part 2, New Delhi-
110049, India.

Tel: 91-11-26261302 fax: +91-11-26261303

<http://www.archerangel.com/>

● **Lakshmi Kumaran & Sridharan**
B-6/10 SAFDARJANG ENCLAVE, NEW DELHI
110029, INDIA
Tel:+91-11-4129-9800 Fax:+91-11-4129-9899
<http://www.lslaw.in/>

● **株式会社 サンガム IP**
〒107-6012 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル
12F
Tel: 03-5548-3234 fax: 03-6866-9638
<http://sangamip.com/>

インドネシア

● **patrick mirandah co. (s) pte ltd**
111 North Bridge Road, #22-02 Peninsula Plaza,
Singapore 179098
Tel: +65 6336 9696 Fax: +65 6338 3739
Email: singapore@mirandah.com
www.mirandah.com

タイ

● **LAWPLUS Ltd.**
Unit 1401, 14th Floor, Abdulrahim Place, 990 Rama
IV Road, Bangkok 10500, Thailand
Tel: +662 636 0662 Fax: +662 636 0663
www.lawplusltd.com

マレーシア

● **patrick mirandah co. (m) sdn bhd**

Suite 3B-19-3 Plaza Sentral, Jalan Stesen Sentral 5,
50470 Kuala Lumpur, Malaysia
Tel: +(603) 2278 86 86 Fax: +(603) 2274 66 77
E-mail: malaysia@mirandah.com
<http://www.mirandah.com/>

ベトナム

● **Rouse**
Abacus Tower, 6th Floor, 58 Nguyen Dinh Chieu,
District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam
Tel: +84 8 3823 6770 Fax: +84 8 3823 6771
www.iprights.com

● **DUONG & TRAN INTELLECTUAL PROPERTY
LAW FIRM**
12A Floor Plaschem Tower, 562 Nguyen Van Cu
Street, Long Bien District, Hanoi, Vietnam
Tel: +84 (4) 6 252 2368 Fax: +84 (4) 6 252 2369
Email: hanoi@duongtran.vn
<http://www.duongtran.vn/>

注

- (1) 経済発展の著しいブラジル (**B**razil), ロシア (**R**ussia), イ
ンド (**I**ndia), 中国 (**C**hina) を表す造語で, これら 4 か国の
頭文字を合わせたもの (s は複数形の意)。
(2) 東南アジア諸国連合 (Association of South - East Asian
Nations) の略称。加盟国はインドネシア, シンガポール, タ
イ, フィリピン, マレーシア, ブルネイ, ベトナム, ミャン
マー, カンボジア (加盟順。2012 年 6 月現在)。

(原稿受領 2012. 6. 21)